

医学教育部長
教務部長 殿
学生部長

防衛医科大学校長

服務が良好でない者の定義等について（通達）

改正 平成26年 4月 1日

標記について、下記のとおり定める。

なお、防医学第15号（52.1.20）「防衛医科大学校学生の服務評定について（通達）」は廃止する。

記

1 服務が良好でない者の定義

- (1) 医学科学生の成績評定、進級及び卒業等に関する達（昭和50年防衛医科大学校達第5号）第8条第1項第4号に規定する「服務が良好でない者」とは、服務評定においてDの評定を受けた者をいう。
- (2) 看護学科学生の成績評定、進級及び卒業に関する達（平成26年防衛医科大学校達第16号）第8条第1項第3号に規定する「服務が良好でない者」とは、服務評定においてDの評定を受けた者をいう。

2 服務評定要領

服務評定要領は、学生部長が定めるものとする。

配布区分：事務局総務部長